リスクには、信用リスク、流動性リスク、市場リスク等があるが、今日の資本市場の機能発揮は、ＩＴシステムに依存していることから、システムリスクを念頭におく必要がある。さらに、今日のグローバルな資本市場の現状を踏まえると、システミック・リスクを含め、市場への影響も勘案する必要がある。こうした点を踏まえ、特に、グローバルに活動する金融商品取引業者等に対する検査においては、システムリスクや財務の健全性の確保を含め、リスク管理態勢を広く検証する。

また、外国為替証拠金取引を取扱う金融商品取引業者についても、区分管理の適切性や、財務の健全性確保を含めたリスク管理態勢を検証する。

③　法人関係情報の管理態勢（不公正な内部者取引の未然防止）に係る検証

不公正な内部者取引を未然に防止する観点から、金融商品取引業者及び登録金融機関において法人関係情報が適切に管理されているか、具体的には、法人関係情報の登録、役職員による株式取引、情報隔壁及び売買審査等について、実効性のある管理態勢が構築されているか等の観点から検証する。

④　投資運用業者等の業務の適切性に係る検証

投資運用業者等は投資者から信任を受け、投資者の利益のために運用を行う者であるが、その運用状況を投資者がチェックすることは非常に困難であること等を踏まえ、投資者保護等を図る観点から、投資運用業者等に対し、忠実義務や善管注意義務等の法令等遵守状況を引き続き検証する。特に、不動産投資法人の資産を運用する投資運用業者については、利害関係者からの資産取得等に係る善管注意義務等の法令等遵守状況や、利益相反管理態勢並びにデューディリジェンスが有効に機能しているかについて検証する。

⑤　公正な価格形成を阻害するおそれのある行為の検証

公正な価格形成は、公正かつ透明性の高い健全な金融・資本市場の構築のための根幹となるものであるが、これを阻害するおそれのある行為だけでなく、その売買管理態勢等に対する検証を行う。その際、必要に応じ、空売り規制に係る管理態勢（フェイルの発生に係る管理態勢を含む。）の検証を行う。

また、インターネット取引やＤＭＡを通じた電子媒体取引を取り扱う金融商品取引業者に対しては、顧客の注文がそのまま市場に取り次がれるといった特質を考慮した売買管理態勢等についても検証する。

⑥　投資勧誘や顧客対応の状況に係る検証

投資者保護及び誠実かつ公正な営業姿勢を確保する観点から、適切な投資勧誘や顧客対応が行われているかについて検証する。投資勧誘状況の検証に当たっては、顧客の知識、経験等の状況を総合的に考慮して、それに見合った説明責任が果たされているかなど、特に適合性原則の観点から検証する。このほか、投資者が最初に商品について接する媒体である広告の中で、投資効果や市場要因の変化の状況等について誤解を生ぜしめるべき表示等を行っていないか検証する。

他方、顧客対応の検証に当たっては、必要に応じ、株券電子化後の株式等振替制度のもと、金融商品取引業者の業務が適切に行われているかについても検証する。

⑦　自主規制機関の適切な機能発揮等のための検証

自主規制機関については、自主規制業務が実効性の高いものとなっているか、その機能が適切に発揮されているか、機能発揮のために十分な態勢が整えられているかについて検証する。具体的には、会員等に対する規則の制定、考査等及び処分等を行う業務、上場審査・管理を行う業務等について検証する。なお、上場審査・管理の検証に当たっては、発行会社・上場会社への反社会的勢力の関与に係る情報収集を行う等、反社会的勢力の金融・資本市場への介入を防止するための取組状況等についても検証する。

さらに、市場インフラとしての取引所の重要性を踏まえ、システムリスク管理など取引所が開設する金融商品市場の運営を円滑かつ適切に行う態勢を構築しているかについて検証する。

⑧　新たな検査対象先・金融商品等に係る検証

証券監視委の検査対象範囲が拡大したことを踏まえ、引き続き、集団投資スキーム（いわゆるファンド）等新たに検査対象先となった業者等の実態把握に努めるとともに、投資者保護を念頭に検査手法やノウハウの確立に取り組むこととする。また、新たな金融商品を取り扱っている金融商品取引業者等についても、必要に応じ、その実態把握に努めることとする。

⑨　過去の検査における問題点の改善状況

過去に指摘されている法令違反行為事項等が依然として改善されていない事例が認められていることに鑑み、前回検査で指摘した問題点の指摘事項の改善状況等について検証し、繰り返し同様の問題点が認められる場合には、厳しく対処する。

第２　証券検査基本計画

第一種金融商品取引業者等

130社（うち財務局等が行うもの110社）

投資運用業者、投資助言・代理業者

65社（うち財務局等が行うもの35社）

自主規制機関　必要に応じて実施

第二種金融商品取引業者等　必要に応じて実施

㈱　特別検査等を実施することにより、上記検査先については変動があり得る。

第３　金融商品取引業者等検査マニュアルの改正

１　改正の経緯

金融商品取引業者等検査マニュアル（以下「検査マニュアル」という。）については、平成20年７月に一部改正を行ったところであるが、金商法等の一部改正（ファイアーウォール規制の見直し及び利益相反管理体制の構築）、自主規制機関の規則の一部改正及び制定（「不公正取引の防止のための売買管理体制の整備に関する規則」の改正及び「証券化商品の販売等に関する規則」の制定）等を踏まえ、改正（案）を作成し、平成21年３月31日から４月30日までの間パブリック・コメントに付した上、同年５月20日に公表した。

なお、改正検査マニュアルについては、平成21年６月１日以降に着手した検査から活用している。

２　改正のポイント

⑴　利益相反管理態勢に係る以下の検証項目を追加した。

①　経営陣による利益相反のおそれがある取引を特定・管理するための態勢の整備状況

②　利益相反のおそれのある取引の特定

③　利益相反のおそれのある取引を管理する態勢の整備状況

④　利益相反のおそれのある取引の特定・管理に関する方針の策定・公表

⑤　利益相反のおそれのある取引の特定・管理に関する記録の保存

⑥　利益相反のおそれのある取引の特定・管理に関する態勢の定期的又は随時の見直し

⑵　親子法人等との非公開情報の授受において、法人顧客に対するオプトアウト機会の付与の適切性に係る検証項目を修正した。

⑶　売買管理・審査態勢の整備において、インサイダー取引の疑いのある取引が確認された場合、当該取引の審査結果及び当該顧客に対して措置を講じた場合はその内容を含めた証券監視委等への報告に係る検証項目を追加した。

⑷　トレーサビリティに係る以下の検証項目を追加した。

①　証券化商品の販売に関し、態勢の整備とトレーサビリティの確保

②　証券化商品の組成、引受けを行っている場合の十分な引受審査態勢の整備状況

第４　業務点検プロジェクト

証券監視委は、平成20年９月17日、より効率的・効果的な検査を実現するために検査の手続面を中心に点検を行い、必要があれば見直しを行うことを目的として、「証券検査に係る業務点検プロジェクト」を立ち上げた。その後、計10回の議論を重ねるとともに、議論の過程においては、日本証券業協会、投資信託協会、日本証券投資顧問業協会、国際銀行協会とも意見交換を行った。こうした過程を経て、今後の証券検査の一定の方向性について、平成20年12月25日に「証券検査に係る業務点検プロジェクトの検討状況」を公表した。

１　背景

「証券検査に係る業務点検プロジェクト」を立ち上げた背景は、以下のとおりである。

⑴　我が国金融・資本市場は、金融商品・取引の複雑化・多様化・グローバル化といった環境変化や金商法の施行をはじめとする